

改正建築士法に基づく新しい建築士制度について

本年11月28日、新しい建築士制度がスタートします。
建築士制度が以下の点を中心に大幅に見直されますので、ご注意ください。

<新たに義務づけられる事項（平成20年11月28日～）>

○設計・工事監理契約の際の重要事項の説明

設計・工事監理契約の締結時に、管理建築士又はその他の建築士が、建築主に対し、書面を交付して重要事項（作成する設計図書の種類、工事監理に際しての工事と設計図書との照合方法等）の説明を行うことが必要になります。

※重要事項の内容は、10月中旬頃に決定する予定です。

○再委託の制限

委託者が許諾した場合であっても、建築士事務所以外への設計・工事監理の再委託が禁止されます。

加えて、3階建て以上、かつ、1,000㎡以上の共同住宅については、委託者が許諾した場合であっても、他の建築士事務所への設計・工事監理の一括再委託（いわゆる丸投げ）が禁止されます。

○定期講習の受講

建築士事務所に所属する建築士は、3年ごとに定期講習を受講することが必要になります。

※定期講習は、国土交通大臣の登録を受けた機関が行います。

※法施行（本年11月28日）時点で建築士事務所に所属している建築士は、初回は平成24年3月31日までに、その後は3年度ごとに受講する必要があります。

※一級建築士は一級建築士定期講習、二級建築士は二級建築士定期講習、木造建築士は木造建築士定期講習をそれぞれ受講する必要があります。ただし、複数の建築士資格を持っている方は、より上位の資格の講習（二級建築士の場合は一級建築士定期講習、木造建築士の場合は一級建築士定期講習又は二級建築士定期講習）を受講している場合には、重ねて講習を受講する必要はありません。

○管理建築士の要件の強化

建築士事務所の管理建築士となるためには、建築士として3年以上の業務に従事した後、管理建築士講習を受講することが必要になります。

※管理建築士講習は、国土交通大臣の登録を受けた機関が行います。

※法施行（本年11月28日）時点で既に建築士事務所の管理建築士である方は、法施行後3年間に、業務要件を満たし、管理建築士講習を受講していただく必要があります。

※業務としては、建築士事務所開設が必要となる業務（設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定等）が認められます。

<裏面につづきます。>

<新たに義務づけられる事項（平成21年5月27日～）>

○一定の建築物の構造設計/設備設計に係る法適合確認

平成21年5月27日以降は、高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計/設備設計に関し、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与（自ら設計する、または法適合確認を行う）が必要になります。

※一定の建築物とは以下の建築物のことです。

-構造設計の場合 高度な構造計算（保有水平耐力計算、限界耐力計算等）が義務づけられる建築物（RC造高さ20m超、S造4階建て以上、木造高さ13m超又は軒高9m超等）

-設備設計の場合 3階建て以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物

※構造設計一級建築士/設備設計一級建築士とは、一級建築士として5年以上構造設計/設備設計に従事した後、講習（構造設計/設備設計や法適合確認に関する講義・修了考査）を修了した者のことです。

※構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が関与していない場合は、建築確認申請書は受理されません。但し、平成21年5月26日以前に設計が行われた建築物の計画については、平成21年5月27日から半年間は、経過措置として受理される予定です。

<関連事項>

○業務報酬基準の見直し等

設計・工事監理等における標準的な業務量を定めた業務報酬基準（告示1206号）が見直されます。また、工事監理業務に関し、具体的な照合方法の詳細等について定めたマニュアル（ガイドライン）が策定されます。

○携帯用免許証の交付

一級建築士免許証が携帯可能なものへと変更されます。

新しい建築士制度においては、この他にも建築士試験の受験資格等が見直されます。詳しくは、建築士法に関するホームページ（参考：<http://www.icba.or.jp/>）をご覧になるか、又は、以下までお問い合わせください。

お問い合わせ先

都道府県建築士法担当部局

都道府県建築士会（参考：<http://www.kenchikushikai.or.jp/index.htm>）

都道府県建築士事務所協会（参考：<http://www.njr.or.jp/>）